

# 出品規定

## ■目的

### 第1条

ベイオークは、オークション運営の基本方針に基づき取扱う商品が常に良好な品質である状態で管理・維持し、一般社会における経済活動に寄与することを目的としています。

## ■出品店の品質検査義務について

### 第2条

契約者は、ベイオークに出品（以下単に「出品」という）する際に、良質な商品をもって当オークションで取引をする義務を有します。その契約者は、次の項目を遵守しなければいけません。尚、ベイオークの行う品質評価は、独自のもので、契約者に資料提供するものであり、ベイオークがその商品の品質保証をするものではありません。

- (1) 本規約上の検査規定全般、特に同規定中の品質基準について十分に理解すること。
- (2) 検査規定及び良識・法令等に基づき、また、エンドユーザーの立場に立って、十分な商品の検査を行うこと。
- (3) 商品の仕様、品質の程度等をベイオークの検査規定に基づき誠実に申請すること。

## ■出品店の責任について

### 第3条

出品店は、商品車輛を出品した際に、次の責任を有します。

- (1) 出品店は、出品車輛の検査結果において責任を有します。
- (2) 当オークションでの取引の結果、品質クレーム等トラブルが生じた場合、出品店がその責任を有します。

## ■出品の条件

### 第4条

出品店は、次の条件を必要とします。

- (1) 出品店は、ベイオークとの契約者であること。
- (2) 出品店は、本規定第2条の品質検査義務を理解し、実行すること。
- (3) 出品店は、その出品車輛が成約した場合、オークション開催日を含む9日以内に、その車輛を譲渡するために必要な書類（以下「譲渡書類」という）をベイオークに提出しなければなりません。（ベイオークの長期休暇をはさんだ場合の引渡期限は別途定めるものとします）

\*尚、この譲渡書類がオークション開催日を含む10日（通常翌週金曜日）以上経過してベイオークに到着した場合、出品規定第9条に定める「譲渡書類引渡し遅延ペナルティー」の対象となります。

- (4) 落札店からクレーム及びトラブルの申立てがあり、ベイオークが仲裁調停をする場合は、その出品店とその落札店は、ベイオークに求められた正確な報告義務を有し、積極的かつ円満に早期解決に協力すること。また、ベイオークが仲裁調停に難航したと判断した場合、その出品店とその落札店はベイオークが裁定した結果に従うこと。
- (5) 出品車輛は、違法な接合車（いわゆるニコイチ）等、法的にて抵触事項がないこと。
- (6) 出品車輛は、抵当権設定・差押等、金銭的に抵触事項がないこと。
- (7) 出品車輛は、ベイオークが別に定めるブロック規定に基づき出品されなければなりません。

- (8)未修復の事故現状車は指定するブロックで、**ベイオークが定めた条件の基に出品できます。**
- (9)自動車検査証における検査有効期間を有する（以下「検付」という）車輛でナンバープレートが無い車輛と封印が無い車輛は、出品できないこととします。但し、軽自動車に限っては、検付車輛でナンバープレートが付いていないものでも出品できることとします。その場合、出品申込票には必ず「プレート後日渡し」と記載し、その責任は出品店が負うものとします。また、その車輛の成約後は、ナンバープレートを譲渡書類と同時に譲渡書類引渡し期限内にベイオークに提出しなければなりません。ナンバープレートも引渡し期限が過ぎた場合、出品規定 第9条の譲渡書類引渡し遅延ペナルティー又はキャンセル料が適用されます。
- (10)冠水車・消火器跡車は、出品店のその申告がある場合に限り出品できることとします。  
尚、オフロード競技車及びそれとみなす車輛（ベイオークの判断）は冠水車とします。  
※冠水車・消火器跡車は、ベイオークにおける評価点基準を1点とし、リフレッシュブロックにて出品するものとします。
- (11)**特殊燃料車（CNG・LPG・EV（電気））が敷地内で燃料・充電が不足した場合、出品を中止させていただく場合があります。また残量によっては出品店に補充をお願いする場合があります。**

## ■出品手続について

### 第5条

出品店は、次の手順により出品手続を行うこととします。

- (1)出品店は、ベイオークの定める出品ブロックごとの搬入時間内に出品車輛をベイオークに搬入すること。
- (2)出品店は、ベイオーク所定の出品申込票に必要事項を記入します。また、ベイオーク検査規定に基づいて行った出品車輛の不具合箇所を必ず明記する事。尚、出品店は、誤解を招くような紛らわしい表現での記入の仕方や、出品車輛の不具合箇所を明記しなかった場合、いかなる場合においても、その責任は、出品店にあり、それを処理する義務を有します。
- (3)出品店は、出品申込票を出品車輛のダッシュボードの上等わかりやすい所に置いて、ベイオークの車輛搬出入係員の指定する場所に配置することとします。

## ■その他遵守事項について

### 第6条

1. 出品店は、自らの責任において自ら出品申込票を記入しなければなりません。また、やむを得ず、代理人に出品手続や出品申込票の記入を依頼した場合、出品店が、その全責任を負うこととします。
2. 出品リストの掲載内容が異なっている場合、出品店は、セリ開始60分前までにベイオークに所定の用紙にて申告し、訂正しなければいけません。この申告・訂正のない為のトラブル・クレーム等に関しては、その出品した者が責任を負います。
3. ベイオークは、検査有効期限が開催日から30日未満の出品車輛を検無車輛として取扱います。
4. 出品店は、検無車輛を出品する場合、その車輛のナンバープレートを必ず外して出品しなければいけません。また、対象車輛がナンバープレート付きでベイオークより搬出された場合、落札店にプレートの返却をお願いします。その場合、ベイオークが認めた別途費用に限り出品店負担とします。尚、双方が移転登録の書類が良い場合はこの限りではありません。但し、出品店より抹消依頼がありベイオークもしくは落札店が代行で抹消する場合、出品店は5,000円を速やかに支払わなければなりません。
5. 検付きとして出品する車輛については、その出品店は、出品申込票の所定の場所に検付有効期限の年月日と登録NO.を記入しなければいけません。また、その車輛が落札された場合、その出品店は、譲渡書類として自動車損害賠償責任保険証明書（以下「自賠責」という）を落札店に譲渡しなければなりません。

ん。その場合でも書類期限は出品規定第9条1に準ずるものとします。

6. 保証書（メーカー発行の新車保証書で販売店印が押印されているもの）・リモコン類・ナビロム類等の付属品については、出品店は、盗難防止の為に出品車輛には積み込まずに、成約後に譲渡書類と同時にベイオークに提出することとします。尚、これを怠り、万一それらが盗難された場合、その出品店はこれらに関しての全責任を有し、また出品店はその処理を行う事を義務とします。
7. 出品申込票において必要事項（車台 NO. 等）が未記入の場合、その出品車輛は出品できないものとします。

## ■セリについて

### 第7条

当オークションにおけるセリ方法や手順については、別の定めによります。

## ■譲渡書類について

### 第8条

#### 1. 有効期限について

譲渡書類（印鑑証明書等）の有効期限は、オークション開催日の翌月末日以上あることとします。

この場合、出品申込票の名変期限欄は未記入とします。

但し、次の場合、譲渡書類の有効期限はその限りではありません。

- ・譲渡書類の有効期限が、オークション開催日を含む20日以上ある場合。

これらの場合、出品店は、出品申込票の名変期限欄にその期日を記入しなければいけません。

尚、この場合、出品店の理由によりその譲渡書類がベイオークに到着することが著しく遅れた場合、ベイオークは、その有効期限を無効とすることができます。

#### 2. 落札店に対する早期名義変更手数料（書類の有効期限不足によるペナルティー）について

出品申込票の名変期限欄に有効期限が記載されていないもので、その譲渡書類の有効期限がオークション開催月の翌月末未満しかなかった場合、出品店は、ベイオークを通してその書類に対して落札店の承認を得る必要があります。さらに、落札店に対する以下の早期名義変更手数料をベイオークに支払う義務を有します。

発行日から名変期限までの期限不足

期限不足日 …	1日～10日迄	10,000円
	11日～20日迄	20,000円
	21日以上	30,000円

また、この場合で、落札店の承認が得られない場合は、出品店は、そのオークション開催日を含む9日以内に有効な書類と差し替える義務を有します。

#### 3. 自社名義にしなければならない譲渡書類について

譲渡書類は、全国の陸運支局及び検査登録事務所で移転登録可能な書類が完備しているものといたします。

尚、相続移転書類・会社倒産等による破産管財人の書類及び清算結了書類は受付できませんので、必ず自社名義に変更して出品して下さい。

#### 4. 事業用ナンバーについて

事業用ナンバー登録の検査付車輛は出品できません。自家用登録変更後に出品するようお願いします。

## 5. リサイクル預託金額について

落札店は、出品票にリサイクル預託金額（以下「預託金額」という）が申告されている車輛を落札した場合、出品店にその金額を支払わなければなりません。

尚、出品店は資金管理料金を含まない預託金額を申告できるものとします。

但し、出品票に申告された預託金額に過剰申告があった場合、出品店はベイオークを通して落札店に返金しなければなりません。

※但し、この場合落札店が書類発送後1ヶ月以内に申告した場合のみ受付します。

## 6. 継続検査用納税証明書の取扱いについて

### (1) 継続検査用納税証明書の提出

オークション開催月翌月までの検査付車輛については、譲渡書類に継続検査用納税証明書の提出が必要です。継続検査用納税証明書の提出がない場合は、不備書類扱いとします。

### (2) 継続検査用納税証明書の請求

譲渡書類に継続検査用納税証明書の添付が無く、継続検査に必要となった場合、落札店は検査満了日の2ヶ月前からベイオークに請求することができます。

## ■譲渡書類引渡し遅延について

### 第9条

1. 譲渡書類の引渡しที่กำหนดの期日（成約日を含む9日以内の17：00まで）以上遅延した場合、その出品店は、次の遅延ペナルティーまたはキャンセル料を支払う義務を有します。

#### (1) 譲渡書類引渡し遅延ペナルティー

出品したオークション開催日からの書類遅延日数

10日目から発生 10,000円

以降1日に付き、 2,000円 加算します。

30日目 ～ 50,000円（上限50,000円）

#### (2) 譲渡書類引渡し遅延及び紛失等によるキャンセル

21日以上は落札店にキャンセルできる権利が発生します。落札店がキャンセルを申し出た場合、その出品店はこれを受理しなければなりません。

なお、30日目からキャンセルペナルティー50,000円が発生し、その出品店がその支払い義務を有します。

但し、キャンセルに伴うペナルティーの上限金額は100,000円とし、落札店の負担した手数料・往復陸送代及びベイオークが認めた諸経費について、別途その出品店がその支払い義務を有します。

キャンセルペナルティー 50,000円 (30日目から権利発生)

(例)	遅延ペナルティー	キャンセルペナルティー	キャンセルの場合
21日目	32,000円	—	32,000円
30日目	50,000円	50,000円	100,000円

\*譲渡書類において、ナンバープレートの外し忘れ等により抹消されていないものや、有効期限不足

により 差し替えを要するものや、自賠責保険が後日になるもの等、ベイオークが認めたものは、不備書類として扱いますので遅延ペナルティーの対象となります。

2. 出品店が、何らかの理由で譲渡書類を譲渡できない場合は、落札店は期間に関係なくキャンセルする権利を有します。その出品店は、キャンセル料100,000円と落札店の負担した手数料・往復陸送代及びベイオークが認めた諸費用の支払い義務を有します。

3. 不備・差し替えについて

(1) 譲渡書類が落札店に到着後に不足が発覚した場合、出品店には遅延ペナルティーが発生します。

ペナルティーの起算日は書類提出期限日とし、それ以後に発覚した場合の起算日は落札店より申告のあった翌日よりとなります。(土、日曜日、祝日は除く)

(2) 譲渡書類が落札店に到着後、差し替えが必要な場合のペナルティーは、落札店より譲渡書類がベイオークに到着した日より起算となります。

※ (1) (2) の場合、ペナルティーは書類遅延ペナルティーと同様とします。

## ■成約車の代金決済について

### 第10条

1. 成約車の譲渡書類がベイオークに17:00までに受付された場合、ベイオークの翌営業日以降の銀行営業日に、その成約車輻代金から出品料・成約料等の手数料を差し引いた金額を出品店に支払います。
2. その出品店にベイオークに対する債務やクレーム負担金及び損害金等の支払い義務がある場合は、ベイオークは車輻代金から差し引くものとします。また、この場合において、ベイオークが車輻代金をその出品店に支払済の場合や、車輻代金からその出品店の債務等を差し引いて不足があった場合は、その出品店は、ベイオークの請求通りにただちに支払う義務を有します。これに対する支払遅延の場合、ベイオークは、保証金もしくは還付計上中の自動車税（自動車税規定上のこと）から差し引くものとします。

## ■手数料について

### 第11条

出品店は、ベイオーク所定の手数料を支払うものとします。また、出品受付後の出品取消（日本オートオークション協議会による『走行管理システム』にて走行距離改ざんの疑義が発覚したものを含む）の場合、ベイオークは、その出品店に対してその手数料を返金しません。

## ■自動車税について

### 第12条

本規約自動車税規定によります。

## ■福祉車両の消費税について

### 第13条

1. 福祉車両の消費税については原則出品店よりの申告があった場合、消費税非課税とします。
2. 出品店より申告がない場合、中古車として販売される際には対象装置の不良・欠品等条件を満たさない場合も考えられるため、消費税を計上するものとします。  
但し、新車販売時に非課税対象車両に限り、落札店より書類発送日を含む7日以内に申告があった場合は消費税を返還するものとします。

## ■解約とクレームについて

### 第14条

クレームについては、本規約裁定規定によります。

## ■流札車の管理と搬出について

### 第15条

本規約車輛搬入出管理規定によります。

## ■受付時間について

### 第16条

#### 1. 出品受付時間

前日出品受付時間は火曜日15:00となります。以降、水曜日11:00までの受付は当日ブロックとなります。

#### 2. 書類受付時間

ベイオークへ直接、譲渡書類を持ち込みする場合の受付時間は、月～土曜日の9:00～17:00までとします。17:00を過ぎての入庫は翌日扱いとなる場合もあります。但しオークション当日はオークション終了後1時間まで当日受付とします。またベイオークが休業日の場合は受付いたしません。